

大津くらしのガイド 大津生活指南



中国語版
中文

大津くらしのガイド

2020年3月10日発行
大津市観光振興課インバウンド・国際交流室
〒520-8575
大津市御陵町3番1号
Tel 077-528-2864
Fax 077-523-4053
Mail otsu1616@city.otsu.lg.jp

大津生活指南

2020年3月10日発行
大津市访日旅游观光振兴课・国际交流办公室
〒520-8575
大津市御陵町3番1号
Tel 077-528-2864
Fax 077-523-4053
Mail otsu1616@city.otsu.lg.jp

目 录 (目 次)

<u>大津市访日旅游观光振兴课，国际交流办公室（大津市観光振興課インバウンド・国際交流室）</u>	1
<u>大津市国际親善协会（大津市国際親善協会 OIGA）</u>	3
<u>滋贺县国际协会（滋賀県国際協会 SIA）</u>	5
<u>紧急电话（緊急番号）</u>	7
<u>用电（電気）</u>	11
<u>自来水・下水道・煤气（水道・下水道・ガス）</u>	11
<u>垃圾（ごみ）</u>	13
<u>医院（病院）</u>	15
<u>税金（税金）</u>	15
<u>自然灾害的防备（自然災害に備えて）</u>	17
<u>国民养老年金（国民年金）</u>	17
<u>国民健康保険（国民健康保険）</u>	19
<u>入国管理局的手续（入国管理局での手続き）</u>	19
<u>有残疾者（障害がある人）</u>	21
<u>想找工作时（仕事を探したいとき）</u>	21
<u>驾驶执照（運転免許）</u>	23

【大津市観光振興課インバウンド・国際交流室】

外国籍住民の方々の行政手続に関する相談を受け付けています。

住所	御陵町 3 - 1	電話	077-528-2864 外国語対応可能（英語）
メール	otsu1616@city.otsu.lg.jp 外国語対応可能（英語）		
時間	月曜日～金曜日 午前 8:40～午後 5:25 ※2020 年 4 月以降は 午前 9:00～午後 5:00 （祝休日、年末年始は休み）		

【外国語情報】

○大津市ホームページ

<http://www.city.otsu.lg.jp/>

大津市に関する情報を見ることができます。外国語ページもあります。

（韓国語、中国語、英語、ポルトガル語、ドイツ語、スペイン語）

○自治体国際化協会ホームページ（多言語生活情報）

<http://www.clair.or.jp/tagengo/>

多言語による生活情報がわかりやすくまとめられています。

【天津市访日旅游观光振兴课，国际交流办公室】

受理有关外国籍居民的行政手续的咨询。

地址	御陵町 3 - 1	电话	077-528-2864 可使用外语(英语)
电子邮箱	otsu1616@city.otsu.lg.jp 可使用外语(英语)		
时间	星期一～星期五 8:40 . - 17:25 ※2020 年 4 月以后 9:00～17:00 (节假日、年末年始休息)		

【外国语信息】

○天津市的网页

<http://www.city.otsu.lg.jp/>

可以看到有关天津市的信息。也有外国语网页。

(韩语、汉语、英语、葡萄牙語、德语、西班牙语)

○自治体国际化協會网页(多种语言的生活信息)”

<http://www.clair.or.jp/tagengo/>

以多种语言向外国人提供必要的生活信息。

【(公財) 大津市国際親善協会 (O I G A)】

開館時間	火曜日～土曜日 午前 9:00～午後 5:30 (日月祝、年末年始は休業)		
住 所	〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階		
電 話	077-525-4711	FAX	077-525-4004
Eメール		info@oiga.jp	
URL		https://www.oiga.jp/	
Facebook		https://www.facebook.com/otsu.kokusai/	

○外国人無料個別相談室

毎月 1 回、行政書士が直接相談に応じ、解決に向けてアドバイスをします。

相談内容	入国管理局の手続き、国籍、帰化、国際結婚、離婚、養子縁組、認知、外国人の相続、労働、会社設立、起業、日常生活上の相談など
日 時	毎月第 2 水曜日 午後 5:30～7:30 (受付は前日午後 1 時まで)
場 所	大津市国際交流サロン (大津市浜大津 4-1-1 明日都浜大津 2 階)
申込方法	事前予約が必要。メールで協会事務局まで申し込んでください。
対応言語	申込：日本語か英語 (メールのみ) 相談：日本語のみ (日本語がわからない人は通訳同伴で)
その他	・ 相談時間は原則として 30 分以内です。 ・ 秘密は厳守します。

○在住外国人のための日本語教室

在住外国人のための日本語教室を開催しています。講師は当協会ボランティア。

前期 (4 月～9 月) と後期 (10 月～3 月) の 2 回に分けて授業を行います。

	浜大津教室	瀬田教室	堅田教室
曜日・時間	毎週金曜日 午後 1:00～2:45 午後 7:00～8:45	毎週金曜日 午後 7:00～8:45	毎週木曜日 午前 10:00～11:45
会 場	明日都浜大津 2 階 大津市国際交流サロン	瀬田市民センター 2 階	堅田市民センター 2 階
クラス	入門・初級		
受講料	6 か月：1,000 円		
申込方法	初めにレベルチェックの予約が必要。(日本語または英語のみ) メール (nihongo@oiga.jp) で協会事務局まで申し込んでください。		

(公财) 天津市国际親善协会 (OIGA)

时 间	星期二~星期六 上午 9:00~下午 5:30 (周日周一节假日、年初年末休息)		
地 址	〒520-0047 天津市滨天津四丁目 1-1 明日都滨天津 2 楼		
电 话	077-525-4711	FAX	077-525-4004
电子邮箱		info@oiga.jp	
URL		https://www.oiga.jp/	
Facebook		https://www.facebook.com/otsu.kokusai/	

○外国人免费个别咨询室

每月一次，可以直接向行政书士咨询，听取各种宝贵建议。

咨询内容	入国管理局的手续、国籍、入籍、国际结婚、离婚、收养过继、认领、外国人继承、工作、成立公司、创业、等日常生活的咨询
时 间	每月第 2 个星期三 17: 30~19: 30 (受理到前一天下午 1 点为止)
场 所	天津市国际交流沙龙(天津市滨天津 4-1-1 明日都滨天津 2 楼)
申请方法 交流语言	需要预约。请事先发电子邮件与事务局(O I G A) 申请。(仅限电子邮件) 电子邮件申请可使用日语或英语。 咨询也仅限日语(如果不懂日语的话请带上翻译)
其 他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 咨询时间原则上为 30 分钟以内。 ▪ 严守秘密。

○为外国人开设的日语教室

为在住的外国人开设日语教室，老师为协会的志愿者。前期为(4 月-9 月) 后期为(10 月-3 月) 每年分二期授课。

	滨天津教室	瀬田教室	堅田教室
日期・时间	每周星期五 13: 00~14: 45 19: 00~20: 45	每周星期五 19: 00~20: 45	每周星期四 10: 00~11: 45
场 所	明日都滨天津 2 楼 天津市国际交流沙龙	瀬田市民中心 2 楼	坚田市民中心 2 楼
班 级	入门・初级	入门・初级	入门・初级
学 费	6 个月: 1000 日元		
申请方法	初来者需要进行水平测试。需要预约。 请事先通过电子邮件预约。(日语或英语) nihongo@oiga.jp		

【滋賀県国際協会】

「広く人々と文化の違いを知り、世界とつながりを感じ、地域で行動できる人が、滋賀県に大勢となること」を願って、「国際感覚に優れたひとづくり」「多文化共生の地域づくり」「国際交流・国際協力・多文化共生の活動が活発になる環境づくり」に取り組んでいます。

○情報提供

■国際情報サロン 日曜日～金曜日 午前 9:00～午後 5:00

(祝休日、年末年始はお休みです。)

■外国人向け情報紙「みみタロウ」

日本語(ルビ付き)、英語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、中国語(簡体字・繁体字)、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語で生活に必要な情報が書かれた情報紙を年4回発行しています。

○イベントや講座の開催

さまざまな国の文化について理解を深めるための講座やイベントなど、誰でも気軽に参加できる催し物を行っています。

○外国人生活相談「しが外国人相談センター」

外国語ができる相談員が相談に応じ、情報提供や専門窓口の紹介をしています。

相談内容	労働・医療・教育など、生活していく上での問題		
相談方法	来所・電話・FAX・Eメール	日時	① 月曜日～金曜日 午前 10:00～午後 5:00 ② ③月曜日～木曜日 午前 10:00～午後 5:00 ④ 月曜日～水曜日・金曜日 午前 10:00～午後 5:00
電話・FAX	077-523-5646	Eメール	mimitaro@s-i-a.or.jp
対応言語	①ポルトガル語・スペイン語、②タガログ語(英語) ③ベトナム語 ④インドネシア語		

(公財) 滋賀県国際協会(SIA)

開館時間	日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 (祝休日、年末年始はお休みです。)				
住所	〒520-0801 大津市におの浜一丁目 1-20 ピアザ淡海 2 階				
電話	077-526-0931	FAX	077-510-0601	Eメール	info@s-i-a.or.jp
ホームページ	http://www.s-i-a.or.jp (英語・ポルトガル語・スペイン語・韓国朝鮮語・中国語(簡体字・繁体字)・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語)				

【滋贺县国际协会】

希望在滋贺县内能有更多广泛了解世界人文差异，推动本地文化与世界接轨的活跃人士。是一个致力培养优秀的国际性人才，创造多文化共生的地域，创造国际交流・协做及更有活性化的多文化共生活动环境的协会。

○提供信息

■国际信息沙龙 星期日～星期五 9:00～17:00（节假日、年初年末休息）

■面向外国人的小报「咪咪太郎」

用日语（标记假名）、英语、西班牙语、葡萄牙语、韩国・朝鲜语、中文（简体字・繁体字）、他加禄语、越南语、印度尼西亚语记载着生活中必需信息的刊物，一年发行4次。

○举办活动与讲座

举办一些加深对各个国家文化理解的讲座及活动等，以及任何人都可以轻松参加的活动。

○外国人生活咨询「滋贺外国人咨询中心」

有懂外国语的咨询员来受理咨询，提供信息或介绍专门服务窗口。

咨询内容	劳动・医疗・教育等生活上的一些问题。		
咨询方法	来所・电话・传真・电子邮箱	日 时	1. 星期一～星期五 10:00～17:00 2. 3. 星期一～星期四 10:00～17:00 4. 星期一～星期三・星期五 10:00～17:00
电话・传真	077-523-5646	电子邮箱	mimitaro@s-i-a.or.jp
对应语言	1. 葡萄牙语・西班牙语 2. 他加禄语（英语） 3. 越南语 4. 印度尼西亚语		

（公財）滋贺县国际协会(SIA)				
开馆时间	星期日～星期五 8:30～17:15（节假日、年初年末休息。）			
地 址	〒520-0801 大津市におの浜一丁目1-20 ピアザ淡海2楼			
电 话	077-526-0931	传 真	077-510-0601	电子邮箱 info@s-i-a.or.jp
网 址	http://www.s-i-a.or.jp （英语・葡萄牙语・西班牙语・韩国朝鲜语・中文（简体字・繁体字）・他加禄语・越南语・印度尼西亚语・尼泊尔语）			

【緊急時の連絡先】

119 消防機関（多言語対応可能）

○火災のとき

○体の調子が悪くて自分で病院へ行くことができず、すぐに病院へ行きたいとき

※119番通報の手順

- ① 電話機（自宅電話・公衆電話・携帯電話）で「119」番をダイヤルします。
- ② 「火災」か「救急」かを答えてください。
- ③ 火災の場合は燃えている正確な住所、救急の場合は救急車に来てほしい正確な住所を答えてください。
- ④ その他、災害内容を質問しますので落ち着いてオペレーターに答えてください。

☆ 日本語以外の言語は、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、タガログ語の6か国語で対応していますが、あらかじめ録音されたもので、消防機関からの質問やお願いする言葉以外はオペレーターでは答えられません。

もし、通報してもオペレーターが理解できない場合は、近くの日本語を話せる人を探してください。

110 警察

○交通事故にあったとき

○犯罪にあったとき

交通事故や犯罪にあったときは、警察にすぐに連絡をします。落ち着いて、

①何があったか ②いつ ③どこでおこったか

を伝えてください。もし、住所がわからなければ、周りの目印になるお店や建物を伝えてください。

077-523-1231 ガスもれ専用電話

○ガス臭いとき、都市ガス警報器が作動したとき

すぐに企業局保安センターへご連絡ください。

昼・夜、祝休日を問わず24時間体制で対応します。

お名前、ご住所、電話番号、ご近所の目的物、その場の状況等をお知らせください。

※お客様へお願い

1. 窓や戸を大きく開けてください。
2. ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めてください。
3. 火気は、絶対使用しないでください。
4. 着火源となる裸火、換気扇、電灯等のスイッチには絶対手を触れないでください。

【紧急电话】

119 消防（能使用多种语言）

○火灾时

○身体情况非常不好自己已经不能上医院，又必须马上去医院时。

※拨打 119 电话的方法

① 用电话（自家座机・公用电话・手机）拨通 119。

②请回答是「火灾」还是「急救」

③火灾的情况，请回答火灾的地点、急救的情况，并回答需要救护车该去的地点。

④ 另外、对火灾情况会有提问题，不要慌张，请冷静的回答话务员提问。

☆ 除日语以外的语言、还可以使用英语，中文，葡萄牙语・西班牙语・韩国朝鲜语，他加禄语这六国语言，因事先已经录好音、除了消防机关的提问题及要求以外，不能做其它应答。万一即使通报了，话务员也不能理解的情况时，请在附近找懂日语的人寻求帮助。

110 警察

○发生交通事故时

○发生犯罪时

发生交通事故或犯罪时、请马上与警察联络。冷静的告诉警察

①发生了什么 ②什么时间 ③在哪里发生。如不知道地址，请告诉警察周围比较醒目的商店或建筑物。

077-523-1231 煤气渗漏 专用电话

○有煤气异味时，城市煤气报警器响起时。

请马上与企业局保安中心联系。

不论白天・晚上・节假日 24 小时都能紧急应对。

请告知姓名，住址，电话号码，附近的目标物以及发生的情况等。

※以下几点需要住户的确认

1. 请打开门窗。

2. 请关闭煤气塞、器具塞和计量煤气塞。

3. 请不要使用烟、火。

4. 不要用手去碰引起着火原因的开关（如没有灯罩的灯火、换气扇、电灯等）

<http://www.shiga.iryō-navi.jp/> 滋賀県救急医療情報システム（医療ネット滋賀）

インターネットで医療機関の情報を 24 時間お知らせしています。

- ・ 現在、診療中の医療機関を探したいとき
- ・ 休日や夜間に見てもらえる病院を探したいとき
- ・ 行きたい診療科がどの病院にあるかわからないとき

☆ホームページで表示できる言語は、日本語のほか英語、中国語、韓国語です。

外国語に対応している病院を探したいときは、ホームページ内で言語（英語、北京語、広東語、台湾語、ハングル、ドイツ語、ポルトガル語、スペイン語の 8 か国語）を選択できます。

<http://www.shiga.iry-navi.jp/> 滋贺急救医疗情报系统（滋贺医疗网络）

因特网可以 24 小时提供有关医疗机构的服务信息。

- 想找现在接受诊疗的医院时
- 想找休息日，或夜间都能看病的医院时
- 不知道哪个医院是否有自己想去的诊疗科时

☆网络上显示的语言，除日语之外还有英语，中文，韩国语。

想寻找能够使用外语的医院时，网页内的语言有（英语，北京话，广东话，台湾话，朝鲜语，德语，葡萄牙语，西班牙语八国语言）可以选择。

【電気】

○電気を利用するとき・電気の契約を廃止するとき

関西電力で申し込みの手続きをする必要があります。

関西電力へ 電話する	電話	0800-777-8810	受付期間	月～金（土・祝・休日除く） 午前 9:00～午後 6:00
	備考	電気を利用するとき		電気を廃止するとき
		申し込みのときには「名前」「住所」「入居日」を知らせてください。		引越しの4～5日前に電話してください。申し込みのときには「名前」「住所」「引越日」「引越し先」をお知らせください。
インターネットで申し込み	アドレス	https://www.kepco.co.jp/service/move/（日本語のみ） その他公共料金に関する手続きを一度にする場合は、インターネットサイトから申し込みができます。		

電気を使用するときはブレーカーを「入」または「ON」にし、電気がつくかどうかを確認してください。ブレーカーを「入」または「ON」にしても電気がつかない場合は、関西電力まで連絡してください。

【水道・下水道・ガス】

○水道、下水道、ガスのご使用に関するお問い合わせは「企業局お客様センター」へ

■ 使用開始、休止のお申し込み

お引越しをされる時、長い間留守にされる時等のお申し込み

※お申し込みは実施日の5日前までをお願いします。

■ お支払い方法の変更のご相談

口座振替への変更、クレジットカードによるお支払いへの変更など

■ ご使用者名の変更のお申し込み

婚姻・離婚・死亡等に伴う名義変更のお申し込み

※ガスについては、平成29年4月1日からのガス小売全面自由化に伴い、お客様が契約事業者を選択できるようになりました。

受付時間 午前 8:40～午後 5:25（1月1日から1月3日を除いて毎日）

※2020年4月以降は 午前 9:00～午後 5:00

お問い合わせ先 企業局お客様センター TEL 077-528-2603

【用电】

○用电时・停止用电时

必须向关西电力滋贺营业所办理申请手续。

向关西电力 滋贺营业所 打电话	电话	0800-777-8810	受理时间	星期一～星期五（周六・节假日・休息日除外） 9:00～18:00
	备考	申请用电时		停止用电时
		在申请时，请告诉营业所你的「姓名」「住址」及「入居日」。		请在搬迁的4～5天前电话联系，请告之你的「姓名」「住址」「搬迁日」「搬迁地点」。
如知道「用电通知单」上写着「用户号」，办手续时就更方便。				
在网上也可 申请	网址	http://www.kepco.co.jp/service/move/ （仅限日语）		
		如有其他公共费用的手续一起办时，在网上也可申请办理。		

使用电时请将总开关推到「入」或「ON」的位置、请确认是否已通电。即使将总开关推到「入」或「ON」的位置，也不通电时、请与关西电力联系。

【自来水・下水道・煤气】

○想使用自来水、下水道、煤气时的用户、请向企业局安全服务中心咨询、办理。

■因搬家或长期家中无人等开通、关闭自来水、下水道、煤气的申请

※请于实行日5天前办理申请手续

■更改支付方式的咨询

如改为银行转账、信用卡支付等

■更改用户名的申请

如结婚・离婚・死亡等

※关于煤气，自从2019年4月1日起零售全面自由化后用户可自由选择签约方。

受理时间 8:40～17:25（除1月1日—1月3日休息之外，每天办理）

※2020年4月以后 9:00～17:00

询问地址： 企业局用户服务中心 TEL 077-528-2603

○水道、ガスの修繕は、企業局保安センターへお問い合わせください。

企業局保安センターでは、水道、ガスの故障や事故などの緊急事態に、土曜、日曜、祝日問わず24時間いつでも迅速に対応できる出動体制を整えています。水道、ガスの漏れなどで「故障かな?」と思ったら、いつでも遠慮なくご連絡ください。(企業局ホームページと同じ記載をお願いします)

なお、宅内の漏水等は、お客さまから直接、指定工事店へ修繕依頼していただくことがあります。また、修繕費がお客さまの負担となる場合がありますのでご注意ください。(詳しくは、企業局ホームページを参照願います。)

○ガス器具の故障、修理は器具を購入されたお店またはメーカーに修繕依頼してください。

お問い合わせ先 企業局保安センター TEL 077-528-2607

【ごみ】

○ごみの分け方・出し方について

家庭から出される「家庭ごみ」は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「かん」「びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「紙ごみ」の7種類に分けて出します。住んでいる地域によって収集日や出せる種類が違います。大型ごみ以外のごみは、決められた場所に、収集日当日の午前5時から午前8時30分の間に出します。「大型ごみ」については、ごみコールセンターへお電話いただくか、市役所新館3階廃棄物減量推進課までお越しください。

○ごみ出しのルールとマナー

- ・「大型ごみ」と「紙ごみ」以外のごみは、「**大津市指定家庭用ごみ袋**」に入れて出します。大津市指定家庭用ごみ袋は、市内のスーパー、コンビニエンスストア、日用雑貨販売店で買うことができます。
- ・「紙ごみ」はひもで十字にしばって出してください。
- ・ごみの分け方を守りましょう。正しく分けられていないごみが出されている場合、違反シールを貼り付け、収集せずに集積場に残します。シールが貼られたごみを出した人は、すぐに持ち帰ってください。

○自来水、煤气的修缮，请向企业局安全服务科咨询。

安全服务科对自来水、煤气的修缮是采取24小时随时服务体制。无论周末还是节假日，如感到有故障的可能请随时联系。（请参考企业局网页）

住宅内的漏水等情况，有时可能需要自己直接向指定工事店请求维修。所有的维修费用都是自己负担，请特别注意。（详细说明请参照企业局的网页）

○有关煤气器具的故障、修理则请向器具厂家或购买器具的专门店咨询。

咨询地址 企业局安全服务课 Tel. 077-528-2607

【垃圾】

○有关垃圾分类・扔垃圾的方法

从家里整理出来的「家庭垃圾」可分为，「可燃垃圾」「不可燃垃圾」「废纸」「罐」「瓶」「塑料瓶」「塑料制品容器包装」「纸类垃圾」等。根据所居住的地域不同，收集日和扔放垃圾的种类也会有所不同。除大型垃圾以外，请放在指定的地点，在收集日当天早上5点至8点30分扔出。有关「大型垃圾」、请打电话到垃圾回收中心咨询或直接到市役所新馆3楼废弃物减量推进课咨询。

○垃圾扔出的规则与注意

▪「大型垃圾」和「纸类垃圾」以外的垃圾，请放入写有「天津市指定家庭用垃圾袋」内扔出。天津市指定家庭用垃圾袋，在市内的超市，24小时便利店，日用杂货店均可买到。

「纸类垃圾」请用绳子捆绑好扔出。

▪遵守垃圾分类方法。如将没按正确分类的垃圾扔出时，此垃圾将会贴上写有“违反”的纸条，不予回收，垃圾被留在集体垃圾箱内。扔出被贴上纸条垃圾的家庭，请立即将垃圾收回。

【病院】

○地方独立行政法人市立大津市民病院

住 所	大津市本宮二丁目 9-9	電 話	077-522-4607
受付時間	午前 8:30～午前 11:30		
診療時間	午前 8:45～午後 5:15 午後からは主に特殊外来（予約制）です。		
休診日	土曜日：日曜日、休日、年末年始（12/29-1/3）		
救急診療	救急診療は、24 時間 365 日行っています。 いつでも救急外来「ER おおつ」（Tel.077-525-0299）までお越しください。		

病 院	住 所	電 話
大津赤十字志賀病院	大津市和邇中 298	077-594-8777
医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院	大津市真野五丁目 1-29	077-573-4321
大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35	077-522-4131
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 （略称：地域医療機構滋賀病院）	大津市富士見台 16-1	077-537-3101
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	077-548-2111

【税金】

○住民税（市民税・県民税）

前年（1月～12月）の個人の所得に対してかかる税金です。

課税の対象となる人	・ その年の 1 月 1 日現在日本に住民登録のある人
申告が必要な人	1 月 1 日現在大津市に住んでいて、前年の 1 月から 12 月までに所得があった人。ただし、次の人は申告の必要はありません： ①給与所得の他に所得がなく、勤務先から大津市へ給与支払報告書が提出されている人 ②税務署に確定申告をした人

お問い合わせ先 市民税課 Tel. 077-528-2721・2722

【医院】

○地方行政法人大津市民医院

地 址	大津市本宮二丁目 9-9	電 話	077-522-4607
受理时间	8: 30~11: 30		
治疗时间	8: 45~17: 15 下午主要是特殊外来看病的（预约制）患者。		
休诊日	星期六、星期天、节假日、年始年末（12/29-1/3）		
急救治疗	急救治疗，24 小时 365 天上班。 紧急情况时，请随时来「ER 大津」（Tel.077-525-0299）就诊。		

医院	住址	电 话
大津赤十字志賀病院	大津市和邇中 298	077-594-8777
医疗法人弘英会 琵琶湖大橋病院	大津市真野五丁目 1-29	077-573-4321
大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35	077-522-4131
滋賀病院	大津市富士見台 16-1	077-537-3101
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	077-548-2111

【税金】

○住民税（市民税・县民税）

是对个人前一年（1月~12月）的收入所征收的税金。

征收课税对象	・当年的1月1日起在日本有居民登录的人
必需申报者	1月1日当天居住大津市，从前年的1月至12月工作的领薪者。但是，以下的人不需要申告， ①除了工资以外没有其他所得，工作单位已向大津市提交工资支付报告书的人 ②已向税务局办理了确定申报的人

咨询处 市民税课 Tel. 077-528-2721・2722

○固定資産税・都市計画税

課税の対象となる人	大津市内で毎年1月1日に土地・家屋や事業に使う償却資産（機械・器具など）を所有している人 市街化区域の中に土地・家屋を所有している人は、都市計画税もかかります。
支払方法	毎年5月に、市役所から納税通知書が届きます。この通知書に同封の納付書で市役所の「税の窓口」、支所または所定の金融機関、コンビニエンスストア等の窓口でお支払い下さい。 口座振替及びLINE Pay もご利用いただけます。

お問い合わせ先 資産税課 Tel 077-528-2723

【自然災害に備えて】

普段から指定緊急避難場所・避難所の確認をしておきましょう。

各避難所は災害の状況に応じて開設されます。市からの開設情報に注意してください。

指定緊急避難場所

大規模な地震や火災等の災害発生により、住家が倒壊及びその恐れがある場合、また火災の発生や延焼の恐れがある場合に、住民が一時的に身の安全を確保するために避難する場所です。大津市では学校園のグラウンドや公園などを中心に指定しています。

指定避難所

地震、風水害、火災等の災害発生により、住家が損壊、浸水、焼失し、またその恐れがある場合に、一時的に身の安全を確保し、生活するための施設です。大津市では、学校園（主に体育館や遊戯室）や市民センター（公民館）などの建物を中心に指定しています。

【国民年金】

20歳以上60歳未満の人のうち、勤務先で厚生年金や共済組合に入っていない人は、国民年金に入る義務があります。

○脱退一時金

保険料を6か月以上支払った外国人が、老齢基礎年金の受給資格を満たさずに日本国内に住所を有さなくなった場合は、出国してから2年以内に請求すれば、脱退一時金が支払われます。詳しくは、出国前に大津年金事務所で相談してください。

日本年金機構 大津年金事務所 お客様相談室			
住 所	大津市打出浜 13-5	電 話	077-521-1184
相談受付時間	月曜日～金曜日：8:30～午後5:15（祝日、休日、年末年始を除く） 月曜日は、受付時間を午後7時まで延長（月曜日が休日の場合は火曜日）		

○固定资产税・都市规划税

征收课税对象	每年的1月1日，在大津市内拥有土地，房屋，以及企业上使用的折旧资产（机械・器具等）的人 在市街化区域中拥有土地、房屋的人，也需征收都市规划税。
支付方法	每年5月会有从市役所寄来 纳税通知单 。请带着此通知单，去市役所的「税金窗口」、支所或去所指定的金融机关支付，二十四小时便利店支付。也可以银行转帐支付和LINE Pay。

咨询处 资产税课 TEL 077-528-2723

【自然灾害的准备】

平时请确认好指定的紧急避难场所・避难处。

各避难处是根据灾害情况而开设。请关注市的开设情况。

指定紧急避难场所

大规模地震、火灾等灾害发生时，房屋倒塌或遇倒塌危险及火灾发生或火势蔓延等险情，确保居民临时安全的避难场所。大津市设学校操场及公园等为指定场所。

指定避难所

地震、水灾，火灾等灾害发生时，房屋损坏、浸水、烧毁或是有受其危害的可能时，确保居民临时安全及生活的设施。大津市主要设学校（体育馆和游戏室）、市民中心（公民馆）等建设为指定场所。

【国民养老金】

对20岁以上60岁未満，在其工作单位没有加入厚生年金或共济组合者，有加入国民年养老金的义务。

○一次性退出金

已交纳6个月以上保险金的外国人、未滿老年基础养老金领取资格且不居住在日本而回国时，如在离开日本2年之内提交申请，可得到一笔一次性退出金。详细情况、请在回国前向大津年金事务所咨询。

日本年金机构	大津年金事务所	客户咨询室	
地址	大津市打出浜 13-5	电话	077-521-1184
咨询受理时间	星期一～星期五： 8：30～17：15（节假日、休息日、年始年末休息） 星期一的受理时间延长到19点（如星期一是节假日时，调至星期二）		

【国民健康保険】

住民票がある外国人は、全員が公的医療保険に入らなくてはなりません。

入る義務がある人	住民票があり、健康保険に入っていない人（会社を辞めて社会保険を脱退した人も含みます。）
手続きするところ	市役所保険年金課 または 支所
手続きに必要なもの	パスポート（健康保険を脱退した人は資格喪失証明書）、マイナンバーカードやマイナンバー通知カード
保険料の支払方法	市役所から納付書が届くので、必ず期限までに市役所・支所または納付書の裏に書かれている金融機関、コンビニエンスストアで支払ってください。 口座振替もご利用いただけますのでご相談ください。
受けることができる給付	<ul style="list-style-type: none">・病気やケガで治療を受けたとき、病院で保険証を見せれば、医療費の7割は保険で負担されます。・1か月に病院に支払った金額が一定額を超えた場合、市役所に申請し、認められれば、超えた分が支払われます。・加入者が出産したり、死亡したときも、市役所に申請すればお金を受け取ることができます。

【入国管理局での手続き】

滋賀県内に住んでいる外国人の「在留資格の取得・変更」、「在留期間の更新」、「永住許可申請」など
在留審査一般の手続きは、大阪出入国在留管理局大津出張所でしてください。

大阪出入国在留管理局大津出張所			
住所	京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6階	電話	077-511-4231
窓口 受付時間	月～金：午前 9:00～12:00、午後 1:00～4:00（土・日・祝休日を除く）		

【国民健康保险】

凡是有户口的外国人，都必须加入日本国民健康的医疗保险。

有义务加入的人	有户口，没有加入健康保险的人（加入了单位的健康保险的人、接受生活保护的人除外。）
手续办理处	保险年金课 或支所
办理手续需要得资料	护照（退出保险的人，请办理资格丧失证明书）个人编号卡或个人编号通知卡
保险金的支付方法	市役所会寄来缴费单，请在期限内去市役所、支所或交纳单反面所写的金融机关，24小时便利店支付。在协商的情况下也可以银行转帐。
能够享受的补贴	<ul style="list-style-type: none">▪ 生病或受伤接受治疗时、将保险证出示给院方、医疗费之百分之七十则由保险负担。▪ 1个月在医院支付的金额超过一定的金额时、向市役所申请、如被确认、将会退回给你超付的金额。▪ 加入者如分娩或死亡时、向市役所申请后可拿到一定金额的补贴。

【入国管理局的手续】

居住在滋贺县的外国人，想办理「在留资格的取得・变更」、「在留资格的更新」、「永住许可的申请」等手续时，请去大阪入国管理局大阪出張所办理。

大阪入国管理局大阪出張所			
地址	京町 3-1-1 大阪びわ湖合同庁舎 6階	电话	077-511-4231
窗口咨询受理时间	周一～周五 9:00～12:00、13:00～16:00（休息日、节假日、年始年末休息）		

【障害がある人】

○障害者手帳

体などに不自由がある人が、いろいろな支援やサービスを受けるために必要な手帳です。3種類の障害者手帳があります。手帳をもらうためには市役所障害福祉課への申請が必要です。

- 1 身体障害者手帳：体の不自由な人の手帳です。
- 2 療育手帳：知的障害がある人の手帳です。
- 3 精神障害者保険福祉手帳：精神疾患がある人の手帳です。

お問い合わせ先 障害福祉課 TEL 077-528-2745

【仕事を探したいとき】

ハローワーク大津（大津公共職業安定所）では、働くことのできる在留資格のある外国人に仕事の相談や紹介を行っています。

ハローワーク大津	
住 所	大津市打出浜 1 4 - 1 5
電 話	077-522-3773
相談受付時間	月曜日・水曜日・金曜日： 午前 8:30～午後 6:00 火曜日・木曜日： 午前 8:30～午後 5:15 第 1・3 土曜日： 午前 10:00～午後 5:00 (祝日、年末年始を除く)

【残疾人】

○残疾人手册

身体等有残疾者、为了得到各种各样的支援及服务时必需的手册。有 3 种残疾者手册。拿手册时，必须向市役所残疾福祉课申请。

- 1 身体残疾者手册：身体不自由者手册。
- 2 疗育：患有智力障碍者手册。
- 3 精神障碍者保险福利手册：患有精神病者手册。

咨询处 残疾福利课 Tel 077-528-2745

【想找工作时】

ハローワーク大津（大津公共职业安定所），为有在留资格且有工作能力的外国人介绍或受理有关工作的商谈场所。另外，在滋贺县求职者综合支援中心，配置了西班牙语、葡萄牙语、他加禄语的翻译、受理职业、居住、生活等的商谈。

地址	大津市打出浜 1 4 - 1 5
电话	077-522-3773
商谈受理 时间	星期一・星期三・星期五： 8：30～18：00 星期二・星期四： 8：30～17：15 第 1・3 星期六： 10：00～17：00 （节假日、年始年末休息）

【運転免許】

○日本で車を運転する

日本で車を運転するためには、ジュネーブ条約に定める様式に合致した国際運転免許証や日本の運転免許証を持っている必要があります。

○日本の運転免許証を取る

日本の運転免許証を取るときは、自動車学校等で交通ルールを学習する方法と、運転免許センターで直接とる方法があります。いずれも、筆記試験と実技試験に合格する必要があります。

○日本の運転免許証の有効期限

免許証に有効期限が記載されています。忘れずに更新手続きをしてください。

○外国の運転免許証を日本の免許証に切り替える

滋賀県運転免許センターで申請をします。あらかじめ翻訳文を取得後、電話で予約が必要です。

詳しくは滋賀県警HPをご覧ください。(https://www.pref.shiga.lg.jp/police/)

申請するところ	滋賀県運転免許センター 守山市木浜町 2294		
電話	077-585-1255	受付時間	月曜日～金曜日 午前 8:30～11:00、午後 1:00～5:00 (土曜日、日曜日、休日、年末年始は 休みです。)
切替えの要件	・ 外国で運転免許証を取ってからその国に通算して3か月以上滞在していること ・ 申請するときに、その外国運転免許証が有効であること		
手続きに必要なもの	・ 外国運転免許証 ・ 外国運転免許証の翻訳文(大使館・領事館・発給した外国の行政庁・亜東関係協会あるいは JAF 発行のもののみ) ・ 持っている全てのパスポート(出入国の記録のあるもの。免許を取った時期を確認するため、古いパスポートが必要となる場合があります。) ・ 住民票の写し(本籍又は国籍記載のもの) ・ 申請用写真1枚(タテ3cmヨコ2.4cm、無帽、無背景、6か月以内に撮影したもの) ・ 手数料 ※外国運転免許証の取得証明書・経歴証明書を求める場合があります。		

【汽车驾驶证】

○在日本驾驶汽车

为了在日本开车，必须持有符合“日内瓦条约”中规定且一致的国际汽车驾驶证或持有日本的汽车驾驶证。

○考取日本的汽车驾驶证

在日本考取汽车驾驶证时，在汽车驾校学习交通规则的方法与直接在汽车驾照中心考取两种方式。不论哪种情况，都必须通过笔试、实技考核还有适当的检查

○日本驾照的有效期限

驾照上有效期限。请别忘了办理更新手续。

○将外国的驾照换成日本的驾照

请在滋贺县驾驶执照中心办理。先拿到驾照译文后再电话预约。

详细情况请参照滋贺省警 HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/>)

申请地址	滋贺县驾驶执照中心 守山市木浜町 2294		
电话	077-585-1255	受理时间	星期一～星期五 8: 30～11: 00、13: 00～17: 00 (周六、周日、假日、年末年始休息。)
换驾照的条件	· 能证明在取得驾驶执照之日起在该国逗留了 3 个月以上。 · 申请时，所持驾驶执照为有效驾照。		
申请时需要的资料	· 外国驾驶执照（如未写交付日期、需要「证明驾照取得日的资料」。） · 外国驾驶执照的译文（请在大使馆・领事馆・发证的外国行政厅・亚东关系协会或 JAF 发行的证明资料） · 持有的所有护照（有出入国记录证件。为了确认取得驾照日期、有可能需要旧的护照。） · 住民票的复印件（记载本籍或国籍的资料） · 申请用的照片一张（竖 3 cm 横 2.4 cm、免冠、无背景、6 个月以内照片） · 手续费 ※有提供外国驾照的取得证明・经历证明的可能。		